

発議第 4 号

認定第 13 号平成 25 年度瀬戸内市水道事業会計剰余金の処分及び決算の
認定についてに対する附帯決議

上記の議案を、次のとおり瀬戸内市議会会議規則（平成 16 年瀬戸内市議会
規則第 1 号）第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 26 年 11 月 25 日 提出

瀬戸内市議会議長 小野田 光 殿

提出者 決算常任委員長 厚東 晃央

（提案理由）

資本的支出中、款 資本的支出、項 建設改良費、目 改良費、節 委託料の中
の浄水設備改良等工事設計等委託料の支出は、福山浄水場の浄水処理方法を変
更するためのものである。この変更の経緯について、議会への報告は十分なも
のとは言えない。

今後、事務事業の執行においては、議会への説明責任を果たすこと等に十分
留意し、適切に措置を講じるよう強く求める。

(別紙)

認定第 13 号平成 25 年度瀬戸内市水道事業会計剰余金の処分及び
決算の認定についてに対する附帯決議

資本的支出中、款 資本的支出、項 建設改良費、目 改良費、節 委託料の中の浄水設備改良等工事設計等委託料において、入札執行残となった予算により福山浄水場の浄水処理方法を膜ろ過処理に全面更新するための入札が執行された。

このとき、議会に対するこの変更の経緯に係る説明はなく、またその後の報告も十分であると言えるものではない。そして、計画変更に伴う建設費、維持管理費、水道料金への影響についても曖昧な説明に終始し、十分な議論を尽くしてもなお不透明な部分が残る結果となった。

そのため、今後の事務事業の執行においては、下記の点について十分留意し、適切に措置を講じるよう強く求める。

記

1. 事業の大きな方針転換を行うときは、適時適切に報告した上で予算執行にあたること
2. 入札執行残となった予算を安易に他の用途へ流用・転用しないこと
3. 水道料金に係る市民負担の増加を極力抑制するよう、中長期的視点に立ち、いかに経営すべきか熟慮した上で施設整備計画を検討すること
4. 今後の施設整備計画の実施にあたって、これまでの議論を踏まえ、不透明な部分を解消するよう詳細な説明をすること

以上、決議する。

平成 26 年 11 月 25 日